

## 被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

東日本大震災から4年が経過しましたが、多くの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らしています。一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、この地域で暮らすことが被災者の最大の願いです。

住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。宅地整備や災害公営住宅建築も進み、やっと仮設住宅からの移転が本格的に始まるこれからの施策の充実が、特に重要です。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、住宅再建や住宅確保が進みません。加えて、高齢者や生活困窮者など自宅再建が難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要です。

また、昨今では全国各地でゲリラ豪雨や竜巻など局地的な災害も頻発していますが、こうした自然災害に対して、国民が等しく救助の手を差し伸べられるような施策にすることも求められます。

つきましては、一日も早い復興と被災者の願いをかなえるために、下記の項目について強く求めます。

### 記

- 1 被災者生活再建支援金の最高額を、500万円に引き上げること。
- 2 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
- 3 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
- 4 自宅再建の難しい被災者に対して、災害公営住宅への入居に係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて拡充させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月17日

岩手県陸前高田市議会